

広島県告示第千三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十一年十一月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
有限会社みやぞの	呉市焼山東三丁目一五番三号	さくら・介護ステーション焼山	呉市焼山東四丁目二番一四号	平成二十二年五月三日
医療法人社団サンライフクリニック	東広島市黒瀬町国近五一一番地二	サンライフクリニック昭和南ケアプランサービス	呉市焼山此原町一番一〇号	平成二十二年八月三日
医療法人社団サンライフクリニック	東広島市黒瀬町国近五一一番地二	サンライフクリニック昭和南ケアサービス	呉市焼山此原町一番一〇号	平成二十二年八月三日
医療法人ほほえみ会	呉市中通二丁目二番三号	クリニックほほえみ呉	呉市中通二丁目二番三七号	平成二十二年九月三〇日
特定非営利活動法人障害者自立生活支援センターおのみち	尾道市栗原西二丁目二番一六号	こんばす訪問介護事業所	尾道市栗原東二丁目一六番三一号	平成二〇年六月二〇日
児玉 淳	尾道市瀬戸田町瀬戸田三四六番地	児玉医院	尾道市瀬戸田町瀬戸田三三九番地	平成二十二年九月三〇日
社団法人世羅郡医師会	世羅郡世羅町本郷九三四番地	世羅郡医師会訪問看護ステーション	三原市久井町下津一四九七番地三	平成二十二年九月三〇日